

中国向け輸出水産食品の取扱いについて 説明会での代表的な質問と回答

平成22年4月1日

財団法人日本冷凍食品検査協会

番号	質問の種類	内容	(回答) 発行日時時点の回答です。中国の対応等によって変更される可能性がありますことをご承知置ください。
1	施設登録について	加工品について輸出直前の最終保管施設については登録は不要になったのでしょうか。	加工品については最終加工施設が登録されていれば良くなりました。最終加工者が施設登録してあれば、最終保管施設は登録をしていない倉庫で構いません。B社の原料を使用して、A社で最終製品を作っている場合は、施設の登録はA社のみでよい事になります。
2	施設登録について	対米、HACCPを取得している施設でも再度登録するのでしょうか。	対米、HACCPを取得していることは登録要件に関係ないので、登録してもらう必要があります。
3	施設登録について	施設の変更で届けなければならない場合を教えてください。	施設の名称や住所が変更された場合です。
4	施設登録について	以前に登録をしている施設について、新たに申請を行わないと自動的に廃止となるのか、廃止の手続きは不要ですか。	自治体に登録している施設については、自動的に抹消されるので廃止手続きは不要です。
5	施設登録について	最終保管施設登録はエアーの場合、空港の保税倉庫登録必要ですか。地元で箱詰め、空港発の場合、最終保管は地元の倉庫ですか空港倉庫ですか。	空港倉庫が保税のための一時的に通過する倉庫であれば登録の必要ありません。
6	施設登録について	例えば、ブリ・イナダ・ワラサのような出世魚はどのように登録を明記すればよろしいのでしょうか。冷凍ブリ(イナダ・ワラサ)Frozen Yellow Tail	冷凍ブリ(イナダ、ワラサ) Frozen Yellowtailで構いません。また逆に和名に対して複数の英名があれば冷凍マアジFrozen Japanese jack mackerel(Horse mackerel) のように()の中に同等のものを記載して下さい。
7	施設登録について	すでに登録されている施設についても現地確認は予定されていますか。	現地確認は、本会は本会に登録した施設に対してのみ行うことが出来ますので、自治体に登録しているだけの施設に対しては行いません。
8	衛生証明書発行について	前回まで証明書の申請書の欄に代表者印を部長印・部印で申請していましたが、今回の改正によって代表者が社長印・社印の必要性ができますか。	申請に対して責任の取れる部門またはその長の印であれば構いません。
9	衛生証明書発行について	検査依頼書の産地は原料原産地ですか、加工産地ですか。	依頼書に記載する申請書と同じで、産地は鮮魚(チルド)の「未加工品」や船凍船の場合は捕獲地域と同じになります。冷凍魚や「加工品」は凍結した施設、最終加工施設の都道府県名、国名等を記載して下さい。
10	衛生証明書発行について	HPに公表される前に申請の状態で輸出が発生した場合は、既存の登録で証明書発行を申請できますか。	出来ます。
11	衛生証明書発行について	旧要領に基づき、検査を受けている輸出ロット分の試験成績書はH22.2.1以降は使用することができますか、また自主検査の有効期限が半年で切れたものはどうなりますか。	基準を満たしていることや同一性が確認できるのであれば、旧要領に基づいて発行された試験成績書であっても有効期間の1年以内であれば使用できます。また半年で切れたものは半年有効期間が延びて使えます。
12	衛生証明書発行について	同一製品として「整合」する方法を教えてください。	品名が同一だけでは同一製品にはなりません。衛生証明書発行申請書の製品の詳細のうち 品名(学名) 捕獲地域 加工方法 登録施設名(登録番号) の数量に記載する荷姿(カートンとかケース)が同一であれば同一と判断します。

中国向け輸出水産食品の取扱いについて 説明会での代表的な質問と回答

平成22年4月1日

財団法人日本冷凍食品検査協会

番号	質問の種類	内容	(回答) 発行日時時点の回答です。中国の対応等によって変更される可能性がありますことをご承知置きください。
13	衛生証明書発行について	検査基準にある「-」検査不要ですか。	不要です。
14	衛生証明書発行について	未加工品と加工品はどう判断しますか。	頭をおとす、内臓を除去する、3枚におおすことは未加工です。加熱、乾燥、調味は通常加工になりますが、その程度や中間で判断が難しい場合は、本会にお問い合わせ下さい。
15	衛生証明書発行について	輸入された水産食品の再輸出に伴う、衛生証明書の発行の取扱いについて教えてください。	輸入手続の終了した輸入食品(内貨品)が対象になります。また国産品と同じ様に未加工品であれば最終保管施設が登録されている必要があります。加工品(ボイルのみの場合を除く)は最終加工施設が登録されている必要がありますが、海外施設が最終加工施設である場合は、登録が出来ませんので輸出できません。なお加工がボイルのみの製品については加工食品であり、本来最終加工施設の登録が必要ですが最終保管施設を登録すれば受験できることにしています。
16	衛生証明書発行について	自主検査を実施した同一ロットを、例えば、10社の販売先に輸出する場合、10回官能検査が必要ですか。また複数に分けてほぼ同時に輸出する場合もあるが、都度輸出検査(官能検査)が必要ですか。	中国で通関後に分割して10社に販売するのであれば1回のサンプル検査(官能検査)で済みます。10社の販売先ごとに通関するのであれば10枚の衛生証明書が必要ですが、10回サンプル検査(官能検査)を受検するか、まとめて受検後、衛生証明書証明書を分割して発行するかは輸出者の任意です。ほぼ同時の場合、最初に全量検査を受けていただき、衛生証明書はその都度(分割して)発行することが出来ます。
17	衛生証明書発行について	サンプリング試験を受けた後、衛生証明書が発行されるまでにかかる日数は何日位ですか。	サンプリング検査後の日数は、全ての必要書類がそろった前提で、自主検査を行う場合は10日、行わない場合は2日後が標準です。ただし、各所の受注状況によって変化するので各所にお問い合わせ下さい。
18	衛生証明書発行について	未加工については最終保管倉庫の登録だけでいいということですが、いくつかの施設を経由した時はどこの施設を経由したのかという資料のようなものは必要ないですか。	いくつかの施設を経由した場合でも最終保管倉庫の登録だけで構いませんし、資料も必要ありません。
19	衛生証明書発行について	今までは保健所に申請書以外に商品説明書、冷蔵庫の保管状況を添付していたが、今後必要ないのですか。	加工や未加工の判断材料や輸入食品の確認として必要な場合を除いて必要ありません。
20	衛生証明書発行について	B/Lが発行されるのを待っているとHEALTH書類が届いてから現地に発送することになるので、他の書類で対応してもらえませんか。	B/LやAWBについては、申請事項の内容に間違いがないかを確認するために求めていますので、D/Rなどで確認出来れば対応できます。B/LやAWB以外の書類で申請する場合、書類の内容に対しては輸出者が責任を持つことになります。また提出後の変更等については申請が正しく行われないうちに、全て輸出者の責任になります。
21	衛生証明書発行について	船が出港した後の申請書持ち込みは、証明書発行されませんでした。変更なしですか。	申請書は、検査前に提出し、出港前に検査を行います。

中国向け輸出水産食品の取扱いについて 説明会での代表的な質問と回答

平成22年4月1日

財団法人日本冷凍食品検査協会

番号	質問の種類	内容	(回答) 発行日時点の回答です。中国の対応等によって変更される可能性がありますことをご承知置ください。
22	その他	書類(申請書)の提出について原本入手に時間がかかり(本社印が必要)、提出までに時間がかかります。FAXでどこまで対応してもらえますか。	FAXで事務処理は進めますが、原本が届いた時点で完了しますので、最後には必ず原本を提出してください。
23	衛生証明書発行について	衛生証明書発行申請は施設登録した検査機関にしか行えませんか。	他の証明書発行機関で施設登録したものについても衛生証明書発行が出来るようになりました。